

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	結核患者療養諸費・結核医療費補助金・結核医療費負担金		担当部局庁	健康局		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成19年度		担当課室	結核感染症課		結核感染症課 正林 督章			
会計区分	一般会計		政策・施策名	I-5-1 感染症の発生・まん延の防止を図ること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第61条第2項、第62条第1項、沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第4条		関係する計画、通知等	沖縄復帰対策第三次要綱 (昭和46年9月3日閣議決定)					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	結核患者に対する適正な医療を確保することによって、結核が個人的、社会的に害を及ぼすことを防止し、もって公共の福祉を増進すること。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	沖縄県の県外委託治療患者に要する渡航費、日用品費等について補助を行い(補助率10/10)、また感染症法第37条の2に基づく都道府県、政令市及び特別区が行う結核の一般患者に対する医療に要する費用の一部を補助し(補助率1/2)、さらに感染症法第19条、20条に基づく都道府県、政令市及び特別区が行う入院勧告・措置に係る結核患者に対する医療に要する費用の一部を負担する(補助率3/4)。								
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求			
		当初予算	3,537	3,289	3,123	3,034	3,238		
		補正予算							
		繰越し等							
	計	3,537	3,289	3,123	3,034	3,238			
	執行額	3,537	3,288	3,114					
執行率(%)	100.0%	99.97%	99.71%						
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		成果実績	単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)	
	結核患者に対する適正な医療を確保することによって、結核のまん延を防止する。			—	—	—	—	—	
			達成度	%	—	—	—		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		活動実績 (当初見込み)	単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
	当該事業は法律に基づく負担金のため、指標設定が困難である。			()	()	()	()	()	
単位当たりコスト	— (円/ —)		算出根拠	—					
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由					
	結核患者療養諸費	0.4	0.4	単価の見直しに伴う増 単価の見直しに伴う増					
	結核医療費補助金	262.2	288.5						
	結核医療費負担金	2,771	2,949						
	計	3,034	3,238						

事業所管部局による点検						
	項目			評価	評価に関する説明	
国 必 費 投 入 の 性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	結核患者に対する適正な医療を確保することによって、結核が個人的、社会的に害を及ぼすことを防止することは重要であり、国民のニーズは高く、その目的の達成には国費の投入が必要である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	結核患者に対する適正な医療を確保するためには、広域的な対応が必要であり、国の関与のもと、適切かつ迅速に実施すべき事業である。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○	結核患者に対する適正な医療を確保することによって、結核が個人的、社会的に害を及ぼすことを防止することは重要であり、優先度の高い事業である。	
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。			—		
	単位当たりコストの水準は妥当か。			—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	結核患者に対する適正な医療を確保するためには、広域的な対応が必要であり、国の関与のもと、適切かつ迅速に実施すべき事業である。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			—		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			○	結核患者に対する適正な医療を確保することによって、結核が個人的、社会的に害を及ぼすことを防止しており、他の手段と比較して実効性の高い手段となっている。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			—		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			—		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)					
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 結 果	<p>これまで、執行率を勘案して必要額を精査することにより、適宜見直しを行った。(例えば、平成23年度→24年度は▲5%(▲166百万円)、平成24年度→25年度は▲3%(▲89百万円))。今後も引き続き必要額の精査を行いながら適切な執行を図る。</p>					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 状 通 り	<p>結核患者の医療費を助成することにより、当該患者の治療及び結核のまん延防止を図る事業であるが、事業の必要性及び執行の観点からも妥当であり、引き続き効率的な執行となるよう努めるべき。</p>					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現 状 通 り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	0128	平成23年	0108	平成24年	0084

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省(3,114百万)
交付申請書の内容審査、交付決定
等

法律補助

A.都道府県、政令市、特別区(139)
(3,114百万円)
都道府県等は、国からの補助金を受け、
結核の適正な医療の確保を実施

結核患者に対する医療に要する費用の一部負担
【補助率】
負担金:3/4
補助金:1/2

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.大阪市		
費目	使途	金額 (百万円)
医療費	入院勧告・措置に係る結核患者に対する医療に要する費用	278
医療費	結核の一般患者に対する医療に要する費用	22
計		300

E.		
費目	使途	金額 (百万円)
計		0

B.		
費目	使途	金額 (百万円)
計		0

F.		
費目	使途	金額 (百万円)
計		0

C.		
費目	使途	金額 (百万円)
計		0

G.		
費目	使途	金額 (百万円)
計		0

D.		
費目	使途	金額 (百万円)
計		0

H.		
費目	使途	金額 (百万円)
計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪市	入院勧告・措置に係る結核患者に対する医療に要する費用の一部負担及び結核の一般患者に対する医療に要する費用の一部補助	300		
2	埼玉県	入院勧告・措置に係る結核患者に対する医療に要する費用の一部負担及び結核の一般患者に対する医療に要する費用の一部補助	134		
3	大阪府	入院勧告・措置に係る結核患者に対する医療に要する費用の一部負担及び結核の一般患者に対する医療に要する費用の一部補助	123		
4	横浜市	入院勧告・措置に係る結核患者に対する医療に要する費用の一部負担及び結核の一般患者に対する医療に要する費用の一部補助	104		
5	名古屋市	入院勧告・措置に係る結核患者に対する医療に要する費用の一部負担及び結核の一般患者に対する医療に要する費用の一部補助	103		
6	愛知県	入院勧告・措置に係る結核患者に対する医療に要する費用の一部負担及び結核の一般患者に対する医療に要する費用の一部補助	91		
7	千葉県	入院勧告・措置に係る結核患者に対する医療に要する費用の一部負担及び結核の一般患者に対する医療に要する費用の一部補助	86		
8	東京都	入院勧告・措置に係る結核患者に対する医療に要する費用の一部負担及び結核の一般患者に対する医療に要する費用の一部補助	79		
9	兵庫県	入院勧告・措置に係る結核患者に対する医療に要する費用の一部負担及び結核の一般患者に対する医療に要する費用の一部補助	58		
10	川崎市	入院勧告・措置に係る結核患者に対する医療に要する費用の一部負担及び結核の一般患者に対する医療に要する費用の一部補助	47		